

環境認証取得費補助金について

環境認証（ISO14,001 又は エコアクション 21）を初めて認証・登録する産業廃棄物処理事業者者に対し、認証・登録に必要な経費の一部を補助します。

【補助制度の概要】

補助対象者	宮崎県又は宮崎市の産業廃棄物処理業者の許可を受けている事業者で、環境認証を初めて認証・登録するもの (本協会の会員であるかを問いません)
補助対象経費	認証・登録に要する経費のうち、認証・登録料及び審査費用
補助率及び補助額	補助率 2分の1以内 補助額 10万円以内

【申請方法】

① 申請書様式の入手

当協会ホームページからダウンロードしてください。なお、必要な方には、郵送でお届けします。

② 申請書の提出

申請書に必要な事項を記入の上、郵送又はメールで提出してください。

申請書のほか、県税の未納が無いことを証明する「納税証明書」など必要な添付書類を併せて提出してください。

【申請手続きの締め切り】

※認証機関等に対し、認証・登録料及び審査費用を支払う前に、当協会へ補助金申請書を提出し、補助金交付決定を受けてください。

※認証機関への認証・登録を完了後、令和6年2月末日までに当協会への実績報告及び補助金請求書を提出してください。

提出先・問合せ先

一般社団法人 宮崎県産業資源循環協会 (担当：安田)

〒880-0803 宮崎市旭1丁目116番1 県庁7号館3F

TEL：0985-26-6881

E-mail： info@miyazaki-sanpai.com

【補助金申請の流れ】

① 環境認証の取得申込み

事業者は認証機関に認証の申込みを行い、必要な審査等を受けてください。

② 補助金申請書の提出

事業者は、補助金申請に必要な書類を（一社）宮崎県産業資源循環協会に郵送又はメールで提出してください。

③ 交付決定通知の受領

協会では、申請書類の内容を審査し、不備が無ければ、交付決定通知書を送付します。

④ 環境認証の取得

事業者は、環境認証の認証・登録を受けてください。
認証・登録に当たっては、認証・登録料及び審査費用が必要です。

⑤ 実績報告書の提出

事業者は環境認証の認証・登録が完了した後、必要な添付書類を添えて、実績報告書を協会に郵送又はメールで提出してください。

⑥ 交付額確定通知書の受領

協会では、申請書類の内容を審査し、不備が無ければ、補助金の交付額確定通知書を送付します。

⑦ 補助金振込の申請（締切：令和6年2月末日）

事業者は補助金を受け取るため、銀行口座番号等を記入した請求書を、協会に郵送又はメールで提出してください。

⑧ 補助金の受領

補助金が、指定の口座に振り込まれます。

【補助金申請及び実績報告の際に必要な書類】

① 交付申請の際に必要な書類

事業者は、補助金申請に必要な書類を（一社）宮崎県産業資源循環協会に郵送又はメールで提出してください。

[提出書類]

- ・補助金等交付申請書（別記様式1号）
- ・事業計画書（別記様式2号）
- ・収支予算書（別記様式3号）
- ・納税証明書（県税に未納がないことの証明、管轄の県税総務事務所で発行）
- ・誓約書（別記様式4号）

② 実績報告の際に必要な書類

事業者は環境認証の認証・登録が完了した後、実績報告に必要な書類を協会に郵送又はメールで提出してください。

[提出書類]

- ・補助金等実績報告書（別記様式7号）
- ・事業実績書（別記様式2号）
- ・収支決算書（別記様式3号）
- ・エコアクション21又はISO14001に係る認証・登録証の写し
- ・支払った金額が確認できる書類（領収書、請求内訳書の写し等）

③ 補助金振込の申請

事業者は補助金を受け取るため、銀行口座番号等を記入した請求書を、協会に郵送又はメールで提出してください。

[提出書類]

- ・環境認証取得費補助金交付要綱精算払請求書（別記様式9号）